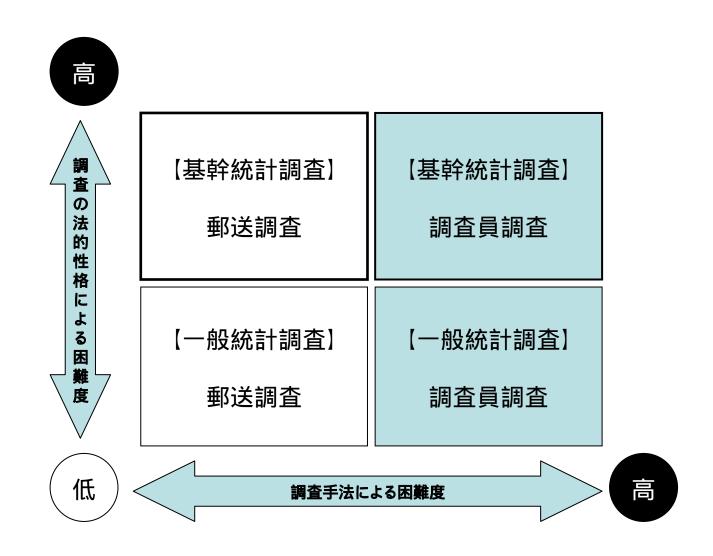
実査業務に係る民間事業者の活用の困難度に関する考え方(案)



統計調査の民間委託に係るガイドラインにおける民間委託推進対象業務

	統計調査業務の種類	推進対象業務
1 企画	1.1 調査研究	×
	1.2 標本設計	
	1.3 経費措置	
	1.4 調査設計	
	1.5 申請・届出	
	1.6 府省令等整備	×
2 実査準備	2.1 調査区設定	
	2.2 事務打合せ会議	×
	2.3 用品準備	
	2.4 調査員任命	×
	2.5 協力依頼	<u> </u>
	2.6 広報	
3 実査	3.1 調査票記入(他計式)	
	3.2 調査票配布(自計式)	
	3.3 調査票取集(自計式) 3.4 苦情対応	
	3.5 災害対応 3.6 調査書類検査・提出	×
 4 審査	4.1 調査書類受付	
4 食且	4.2 建新烯杏	
	4.3 分類符号付け	
	1 1 = カ λ + h	
	15 データチェック	
	4.6 疑義処理	
5 集計	5.1 集計企画	×
o yichi	5.2 集計プログラム作成	
	5 3	
	<u> </u>	
6 分析・加工	6.1 分析・加工企画	×
	6.2 資料・データ収集	
	6.2 資料・データ収集 6.3 分析・加工プログラム作成	
	6.4 演算	
7 公表・提供	7.1 報道発表・官報公表	×
	7.2 閲覧公表	×
	7.3 報告書刊行	
	7.4 ホームページ掲載	
	7.5 案内・問い合わせ対応	
	7.6 提供用データ・データベース整備	
	7.7 電磁的記録提供	
7	7.8 個票データ提供	×
その他	情報システムの開発、運用、保守	

- (注) 1 業務全てが推進対象業務であるものは「」、業務の一部が推進対象業務であるものは「」、業務全てが推進対象業務でないものは「×」。
 - 2 民間委託の推進対象業務に係る個別の適用に関しては、 効率性、 迅 速性、継続性等、 専門性・秘匿性の観点を踏まえて判断。

指定統計調査における調査方法等別の民間事業者の活用状況

/☆☆ ☆国	調査の流れ	国直轄調査		地方公共団体経由調査							
統計調 査業務		調査員郵送		調査員		郵送					
の機能	周期	月	年	月	年	月	年	2年	月	年	2年
		7	+	7	+	7	+	以上	7	+	以上
1 企画	1.1 調査研究										
	1.2 標本設計										
	1.3 経費措置										
	1.4 調査設計										
	1.5 申請・届出										
2 宇本	1.6 府省令等整備										
	2.1 調査区設定										
午 佣	2.2 事務打合せ会議2.3 用品準備										
	2.4 調査員任命										
	2.5 協力依頼										
	2.6 広報										
3 実査	3.1 調査票記入(他計式)										
	3.2 調査票配布(自計式)										
	3.3 調査票取集(自計式)										
	3.4 苦情対応										
	3.5 災害対応										
	3.6 調査書類検査・提出										
4 審査											
	4.2 書類検査										
	4.3 分類符号付け										
	4.4 データ入力										
	4.5 データチェック										
	4.6 疑義処理										
5 集計	5.1 集計企画										
	5.2 集計プログラム作成										
	5.3 演算										
	5.4 結果表作成										
	6.1 分析・加工企画										
加工	6.2 資料・データ収集										
	6.3 分析・加工プログラム作成										
	6.4 演算										
	7.1 報道発表・官報公表										
提供	7.2 閲覧公表										
	7.3 報告書刊行										
	7.4 ホームページ掲載										
	7.5 案内・問い合わせ対応										
	7.6 提供用データ・データベース整備										
	7.7 電磁的記録提供										
スの出	7.8 個票データ提供 情報システムの開発、運用、保守										
	平成20年3月末時点におり	ナスセ字	' 4本 ≘∔ ≘国 :	木の兄目	8 車 ※ 本	I か送用 ^v	 上:ロ	ハノア	歯木の:	 女わ = 15	本亡注

- (注)1 平成20年3月末時点における指定統計調査の民間事業者の活用状況について、調査の流れ、調査方法 等別に整理し、1調査でも民間事業者の活用実績がある業務(当該業務区分の一部の場合を含む)に ついて「」を記した。なお、「」を記した業務は就業構造基本調査の例。
 - 2 調査周期が四半期のもの及び国直轄の郵送調査で5年周期の1調査については、年に含めて整理。
 - 3 網掛け部分は「統計調査の民間委託に係るガイドライン」において民間委託の推進対象業務とはされていない業務。

公的統計の基本理念(統計作成関係)

<u>公的統計のあるべき姿</u>については、新統計法第3条において「基本理念」として明らかにしており、その中で統計作成関係は、同条第2項において、次のとおり規定されている。

統計法(平成十九年法律第五十三号)

第三条

- 1 (略)
- 2 公的統計は、**適切かつ合理的な方法**により、かつ、<u>中立性</u>及び<u>信頼性</u>が確保されるように作成されなければならない。(以下略)

これは、国連の「官庁統計の基本原則」を踏まえて、統計の作成に関する「中立性の理念」、「信頼性の理念」及び「効率性の理念」を明らかにしたものである。

1 「中立性の理念」

公的統計が「有用性」を持ち得るためには、特定の立場や利害に偏しない姿勢が貫かれなければならず、そのために客観的かつ合理的に選択された情報源や作成方法によって統計が作成されること等が重要であるというもの。

2 「信頼性の理念」

公的統計が利用者の信頼を得るために、その中に示される情報がとらえようとした<u>対象をできるだけ的確にとらえたもの(統計の真実性や正確性</u>といった要素も包含される。)となっている必要があるというもの。

3 「効率性の理念」

公的資源を用いて作成される統計は、<u>品質の確保</u>、適時性の判断、<u>費用の制約</u>、報告者負担の軽減<u>といったそれぞれ相反することの多い要素を考慮し、複数の選択があることが少なくない情報源及び作成方法の中で、その統計の目的に照らし</u>て最も適切な情報源及び作成方法による<u>べき</u>ものというもの。

基幹統計調査と一般統計調査の相違点

事項	基 幹 統 計 調 査	一般統計調査
調査の概要	行政機関が作成する統計の中で <u>特に重</u>	行政機関が行う統計調査のうち基幹統
	<u>要な統計(基幹統計)</u> を作成するための	計調査以外の統計調査
	統計調査	
総務大臣の事前承認	必要【§9】	必要【§19 】
	統計委員会付議が原則必要【§9】	統計委員会付議は不要
承認基準	イ 基幹統計を作成するための必要	(基幹統計調査のイに該当するものは
	性・十分性【§10】	ない)
	ロ 技術的合理性・妥当性【§10 】	イ 技術的合理性・妥当性【§20 】
	八 重複排除【§10 】	口 重複排除【§20 】
調査を変更する場合	総務大臣の事前承認【§11 】	総務大臣の事前承認が原則必要。ただ
		し、軽微な変更のときは承認不要
		【§21】
	統計委員会付議が原則必要【§11 】 	統計委員会付議は不要
調査を中止する場合	総務大臣の事前承認【§11】	総務大臣に対する事前通知【§22】
	統計委員会付議が原則必要【§11 】 	統計委員会付議は不要
措置要求(基幹)	総務大臣が変更又は中止の要求ができ	総務大臣が変更その他必要な措置を求
改善要求(一般) 	る【§12 】	めることができる【§22 】
		行政機関の長が求めに応じなかった場
		合、調査の中止を求めることができる
	**************************************	【§22】
	要求に当たって統計委員会付議が必要 【 s.t.o.】	統計委員会付議は不要
お生業なる単語	[§12]	~++\1\
<u>報告義務の賦課</u> 	できる【§13】 報告義務違反に対し罰則【§61 】	できない
 統計調査員の設置	報日報が建文に対し割別 【 § 01 】 置くことができる【 § 14】	 一般的な意味での「調査員」を置くこと
<u> </u>		はできるが、法律上の「統計調査員」と
		しては扱われない
	│ │ 立入検査等も行える	立入検査等の権限はない
	ガスる【§15】	行えない
<u> </u>	立入検査妨害等に対し罰則【§61 】	1376.84
地方公共団体への事	法定受託事務として委託できる【§16】	個別の法令中に規定する以外は、一般的
務の委託		な契約関係として委託することになる
かたり調査の禁止規	あり【§17】	なし
<u>定</u>	- 3 1 2 - 3 1 2 3 1 3 1 3 1 3 1 3 1 3 1 3 1 3 1 3	
 必要事項を命令で規	-	なし
定する義務	-	
関係者への協力依頼	あり【§29 、§30】	なし
結果の公表	速やかな公表義務。非公表にできない	速やかな公表義務。ただし、特別の事情
	[§8]	があれば非公表にできる【§23 】
	公表方法及び公表期日の事前公表義務	公表方法及び公表期日の事前公表義務
	[§8]	はない

注)表中、「§9」は「第9条」を、「」は「第1項」を、「」は「第1号」を指す。

調査員調査と郵送調査の主なメリット・デメリット等

	調査員調査	郵送調査
調査方法	調査対象に、統計調査員が訪問して	調査票を調査対象に郵送し、調査対象自身
	調査する方法	に記入・返送してもらう調査方法
主なメリット	・ 調査票の回収率が高くなる。	・ 広い地域にわたる調査が容易。
	・ 調査事項が多少複雑でも、また	・ 調査員や特別の調査組織を必要とし
	量が多くても調査が可能	ない。
	・ 質問の内容を相手に理解させる	・ 面接調査では答えにくい内容の事項
	ことができるため正確に記入し	でも調査が可能。
	てもらえる。	・ 比較的経費がかからない。
主なデメリット	・ 調査員が多数必要であるため、	・ 回収率が確保しくにくい。回収率を上
	経費がかかる。	げるためには督促が必要であり、回収
	・ 調査員の選任、指導の事務があ	までの時間もかかる。
	る。	・ 複雑な質問や多量の質問はできない。
	・ 調査員による質問のゆがみや、	・ 無回答から起こる誤差が大きくなる
	誘導が起こりやすい。	可能性がある。
	・ 相手が不在の場合、面接できな	・ 質問の内容を誤解することにより誤
	l I。	答が多くなる。
		・ 調査対象者と回答者が異なる可能性
		がある。
		・正確な母集団名簿が必要。

⁽注)本表は「統計実務基礎知識」(総務省政策統括官(統計基準担当)監修)等に基づき作成。